

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、香川町南部土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（ため池防災対策特別事業）中池地区）を行うことについて令和8年4月9日適当と決定した。

その関係書類を高松市創造都市推進局産業経済部土地改良課において令和8年4月24日から同年5月14日まで縦覧に供する。

令和8年4月17日

香川県知事 池 田 豊 人